



©Martin Harvey / WWF-Canon



©Jo Benn / WWF-Canon



©TRAFFIC

## 東アジアが握るアフリカゾウの将来

石原明子 (トラフィックイーストアジアジャパン代表)

# 象牙

多くの日本人にとり、象牙はいまだに印鑑や美術工芸品などの形で日常生活に溶け込んだ身近な存在である。一方、日本では管理制度に基づく合法的売買が許可されているものの、

今では多くの人が、象牙が無制限に使える商品ではないことを理解している。

1989年にアフリカゾウおよび象牙などの部分と派生物の取引が禁止されて以来、20年が経過した。1989年に開催された第7回「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約、CITES) 会議において、アフリカゾウ *Loxodonta africana* は同条約の附属書Iに移行され、国際的な商取引から厳正に保護される種として、アジアゾウ *Elephas maximus* の仲間入りをした。

過去20年以上、日本はワシントン条約締約国に合法的輸入を認められた唯一の国として、2回にわたり合計約90 tの象牙を輸入した。

象牙取引とゾウの保護をいかに取り扱うかは複雑な課題である。1989年以降の2回の合法的な輸入は、特別な基準に従って実施された。主たる環境保全上の意義として、以下のように明確化されている。厳しく管理された合法的な取引から得られた利益は、ゾウの生息域内や近接した地域での、

ゾウの保護、地域の環境保全、開発プログラムに限定して使われる。

このアフリカゾウの保護のための、管理された象牙取引による収益の利用は、南アフリカ4カ国のアフリカゾウの重要なにおける、人とゾウの持続的ば共存の効果的で持続的に実現させる新しいパラダイムを目指している。

アフリカゾウの個体数は、1979年にはおよそ134万頭となり、1989年までに62万頭に減少したと推測されている。現在最も信頼されている推定によれば、その個体数は47～69万頭である。(Blank, J.J. ほか、2007)。

象牙消費国として、日本はゾウの保護に貢献する責任を負う。そして、日本で象牙取引の規制を成功に導く鍵を握るのは消費者側での適切な消費であるため、ゾウの保全に関し、日本の消費者もまた重要な責任を負っているのである。

### 日本における象牙の使用

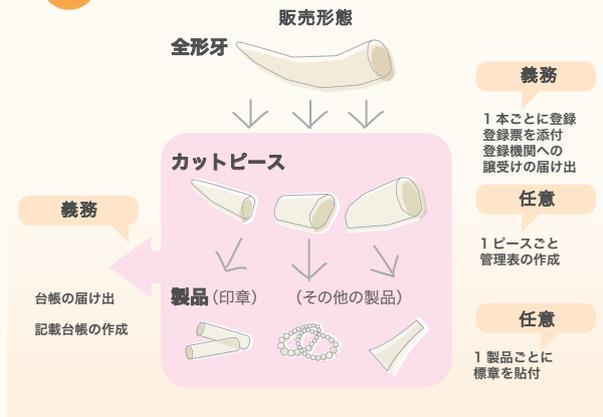
奈良時代(715-806)中期に建立された正倉院宝庫には、ものさし、刀の鞘、楽器用のバチ、碁石などの象牙製品が納められており、当時から1000年以上にわたり日本が象牙を宝物として扱っていたことがわかる。

現在、象牙は主に印鑑、三味線のバチなどの和楽器、根付などの美術工芸品、ブローチなどの装身具に利用されている。これらの用途中、印鑑での利用がもっとも多いと言われる。

図 1 日本の象牙輸入量(生牙)



図 2 日本の象牙管理システム



## 日本の象牙輸入

明治時代(1868-1912)の1882年から1888年に、東南アジアから毎年およそ8 tの象牙が輸入された。日本の象牙輸入量は1970年代から1980年代半ばまでにピークに達した。1982年に日本が輸入した285 tという量は、当時、全世界の象牙取引量の61%を占め、1985年にはさらに474 tに増加し、日本は年間ベースで世界最大の象牙輸入国になった。その後、ワシントン条約の規定に従い、輸入量は減少した。(図1)

長い国際的な議論の末、1997年、アフリカゾウの特定の個体群がワシントン条約の附属書IIに格下げされた。その後、国内象牙市場の管理が象牙輸入国としての条件を満たすとして、1999年に、ワシントン条約によって認められた政府所有の象牙在庫の輸入が認められた。最初の「一回限りの販売」という協定により、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエから象牙約50 t(牙5,446本)が輸入され、

輸出総額は約5億円であった。

2009年にワシントン条約から認められた第2回目の「一回限りの販売」により、日本と中国はボツワナ、ナミビア、南アフリカから計107.8 tの象牙の輸入が許可された。日本は約40 t(総額約6億円)を輸入した。

## 取引管理体制

日本は1981年にワシントン条約締約国となった。それ以来、日本は野生生物の国際取引を監督するワシントン条約の規定に従っており、それには部分と派生物を含むゾウ全種の商業取引を禁止した1989年の決定が含まれる。

ただし、1989年以前に蓄積されていた在庫を象牙の国内取引に利用できたため、国内市場での象牙の販売は継続が可能であった。この国内取引は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」で管理されている。1999年と2009年の2回にわたり輸入された象牙の国内取引も、種の保存法により管理されている。

## 象牙の在庫状況

種の保存法に従い、環境省と経済産業省は登録されている全形牙、端材、カットピースの国内在庫量、および象牙製品の在庫数を記録してきた。また、象牙取扱事業者の届出も義務付けられている。

同法に従い収集されたデータによれば、1995年から2008年までに13,800本の全形牙が登録された。加工に使用したため在庫が取り消された7,125本を差し引くと、2008年の純在庫数は6,675本である。

それに加え、2006年3月末現在、象牙製品の製造および卸売届出事業者が保有する象牙在庫量(端材、カットピース)は総計51.1 tであった(環境省、経済産業省、2010)。これは日本の国内管理制度が最初に施行された1995年の98 tというレベルと比べ、48%の在庫量の減少を意味する。2002年から2006年の5年間に、在庫は年間2 tずつの割合で減少した。在庫中、最も点数が多い象牙製品は玉やイヤリングなどの装身具や宝飾品、

次いで印鑑である。

この記録された在庫に含まれるのは、場所や所有者の移動を目的とした象牙に限られる。例えば、全形象牙を自宅で所有し、物理的な場所の移動や所有者の変更の意図がない場合、その牙は在庫管理における登録の必要はない。もし、販売や場所を変更する意図がおきた場合、その場合のみ当該象牙は登録する必要がでてくる。この理由により、新しい象牙は新しく輸入されなくとも登録在庫に加わる。この場合は、日本における登録象牙が継続的に増加するという結果となる。

### 施行状況

在庫管理と象牙取引事業者の届出に加え、種の保存法には、認定を受けた製品を消費者が選択できる手段を提供し、管理を改善しようとする仕組みも設けられている。それは小売店が任意に各製品に貼付できる政府発行の認定シール（標章）である。この制度では、製造業者が行政に交付を申請し、各製品に対して個別の番号を割り当てる標章を受け取る。これにより、一本一本の生牙から最終製品まで、たどることが可能になる。その主旨は、標章を製品購入時に消費者が参考にするブランド（つまり環境ラベリング）にすることにより、小売店にこの標章が付いた製品を売るよう促すインセンティブを設けることである。標章には、製品材料の生牙を原産地までたどることが可能な情報が表示され、それにより合法性を保証し、違法商品の市場への持ち込みを防ぐことを意図している。2008年にトラフィックが実施した調査では、象牙を扱う調査対象店80店中52店（65%）が、これらの標章を貼付した製品を販売していた。標章を貼付した製品の比率は前回調査時よりも上昇していた。象牙を販売するネットショップとインターネット・オークションの調査も実施し、その結果、70カ所のウェブサイト中28カ所（40%）が標章を貼付した製品を取り扱っていた。この比率は実店舗での比率よりも低かった。

ただし、標章が登録製品に適正に貼付されない限り、この標章貼付制度は無意味であり、これは製造・小売業者に対する信頼に基づく制度と言え

る。このため、民間企業からできる限り多くの参加を得て、この制度を運用してゆくことが重要である。

### 日本の特徴

ゾウ取引情報システム（ETIS）は、象牙およびゾウ製品の違法取引の傾向を調査・分析することにより、ゾウ製品の違法取引を監視するシステムである。2009年10月に発表された最新のETIS報告書では、日本は概して象牙取引の効果的な法執行を行っている良い見本であるという分析結果が示された。その一方で、今後も違法象牙取引が持続的な課題として残るグループの一国としても分類されている。日本には世界の主な象牙加工業界と消費市場のひとつが存在するという事実により、今後も違法象牙取引に対する警戒を怠らないことが必要である。

ワシントン条約で認識された象牙輸入国のひとつとして、日本の市場はゾウの野生個体群の保護と保全に対して直接的な責任を負っている。製品が国際規制に従っていることを示す環境ラベリングの一種である標章（認定シール）が付いた合法的製品を消費者が選択できるようにするという形で、国内市場の管理が行われている。消費者が違法製品の購入を避け、買おうとする製品の合法性を確認するための手段を提供することは、野生のゾウの保全に対して悪影響を与える違法活動を排除するための重要な方法である。

トラフィックは、違法象牙取引を撤廃し許可された合法的取引の管理を改善するための提言を行うことを目標として、日本で長く活動を続けてきた。日本の象牙取引管理制度が最大の効果を上げるには、象牙取引業者の届出に関する規則の実施を徹底させる必要がある。それにより、消費者は取引業者が届出事業者であるか否かを確認できる。これは経済産業省（METI）がすべての象牙取引事業者に対し、当局への届出という法的義務の存在を周知させることにかかる部分が大きい。立入検査を含む販売現場の積極的な監視も、法の遵守の徹底に役立つ。また、すべての届出象牙取引事業者の一覧を公開することにより、担当省庁である経済産業省および環境省と民間企業の連



携が強化され、また、事業者が届出済かどうかを消費者が購入前にインターネットで簡単にチェックできるようになる。

これは信頼に基づく制度であるため、届出事業者は店舗（実店舗かインターネットショップかを問わず）に登録明細を明瞭に表示し、届出事業者であることを消費者が確認できるようにする責任も負う。

日本における象牙製品の標章（認定シール）制度の信頼性を向上させるには、標章の申請方法と貼付方法の改善が必要であるとトラフィックは考える。標章の認定申請書の記載方法を改善し、正確な原材料（一本一本の牙）を特定できるようにすべきである。担当省庁である経済産業省と環境省は、小売店を対象とする啓発活動を一層強化し、それを行うにあたり、製造・卸売事業者との協力を検討すべきである。さらに、消費者に対しても、象牙製品の標章の役割と重要性を明瞭に説明する

べきである。これは例えば、小売店は認定された製品の販売にあたり適切な認定シールを貼付するものとされていることを、消費者が確実に理解するために重要である。

象牙取引管理制度全体が効果的に機能していることを確認するには、象牙在庫量の現状を定常的に監視する必要がある。それには現在管理の対象から除外されている、所有者が譲渡する意思がない全形牙を、法律によって管理する必要がある。また、経済産業省と環境省が、各取引事業者が保有する象牙の在庫量（牙、端材、等々）の最新情報を、一本化した形で追跡調査することができれば、制度全体にとり有益である。このような改善の結果として、より透明でしっかりとした市場管理を行うことにより、象牙生産国との責任ある国際取引関係に貢献する日本の能力が強化される。

#### 参考文献

- トラフィックイーストアジアジャパン. (2008). 象牙その他のゾウ標本の違法取引の監視 に関する概要 ゾウ取引情報システム (ETIS) (ワシントン条約第14回締約国会議にトラフィックが提出したCoP14 Doc.53.2の翻訳版). [http://www.trafficj.org/publication/cites/cop14\\_doc\\_53\\_2\\_etisj.html](http://www.trafficj.org/publication/cites/cop14_doc_53_2_etisj.html).
- CITES. (2007). CoP14 Doc.53.2 Monitoring of illegal trade in ivory and other elephant specimens. CITES. Available at: <http://www.cites.org/eng/cop/14/doc/E14-53-2.pdf>
- Blank, J.J., Barnes, R.F.W., Craig, G. C., Dublin, H.T., Thouless, C.R., Douglas-Hamilton, I. And Hart, J.A. (2007). African Elephant Status Report 2007: an update from the African Elephant Database. Occasional Paper Series of the IUCN Species Survival Commission, No. 33. IUCN/SSC African Elephant Specialist Group. IUCN, Gland, Switzerland. Vi + 276 pp.
- Ivory Trade Review Group. (1989). *Ivory Trade and the Future of the African Elephant*.
- T. Milliken, R.W. Burn and L. Sangalaku. (2009). CoP15 Doc. 44.1 Annex The Elephant Trade Information System (ETIS) and The Illicit Trade in Ivory. Available at: <http://www.cites.org/common/cop/15/doc/E15-44-01A.pdf>.